

「 γ -BHC（リンデン）」、「クロルデン」、及び「ヘプタクロル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

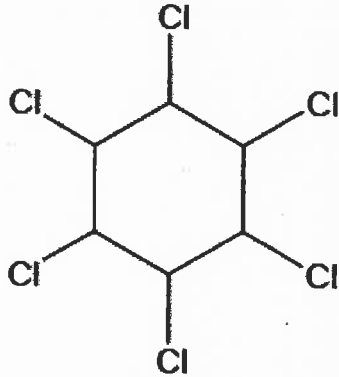
1. γ -BHC（リンデン）（農薬）
2. クロルデン（農薬）
3. ヘプタクロル（農薬）

γ-BHC(リンデン)

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	リンデン(Linden)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤。GABA 受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.005mg/kg 体重/day
	国際基準	畜産物(脂肪)等
	諸外国	米国基準: 畜産物(脂肪) カナダ基準: 野菜、果物、畜産物(脂肪)等 EU 基準: ハーブ、スパイス、畜産物等 オーストラリア基準: 野菜、果物、畜産物(脂肪)等 ニュージーランド基準: 畜産物(脂肪)
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

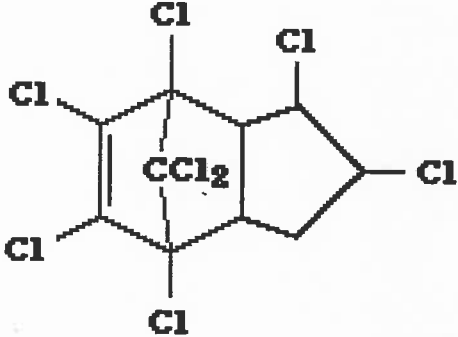
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロルデン

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロルデン (Chlordane)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤。GABA 受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	TDI(暫定) = 0.0005 mg/kg 体重
	国際基準	穀類、豆、野菜、果実、畜産物等
	諸外国	カナダ基準: 畜産物等 オーストラリア基準: 穀類、野菜、畜産物、魚介類等
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

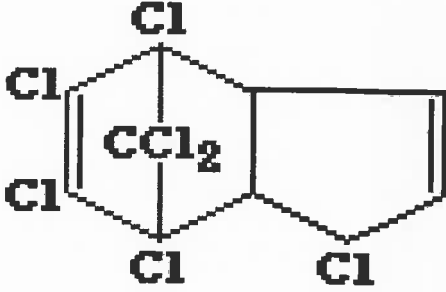
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ヘブタクロル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ヘブタクロル (Heptachlor)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機塩素系の殺虫剤。GABA 受容体に作用し、神経を興奮させることで痙攣を起こし、殺虫効果を示すものと考えられる。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	TDI(暫定) = 0.0001 mg/kg 体重
	国際基準	穀類、大豆、畜産物等
	諸外国	カナダ基準: 畜産物等 EU基準: 穀類、ハーブ、スパイス、畜産物等 オーストラリア基準: 穀類、野菜、畜産物、魚介類等
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議